

## ボーイスカウト八千代第2団 かしの木スカウトクラブ会則

### <名称>

第1条 この団体は名称をボーイスカウト八千代第2団「かしの木スカウトクラブ」（以下「本クラブ」と略）とする。

### <事務局>

第2条 本クラブの事務局を日本基督教団八千代台教会内に設置する。

### <目的>

第3条 本クラブは、会員相互の親睦を図り、併せてボーイスカウト八千代第2団を支援し、もってスカウト活動の発展に資することを目的とする。

### <事業>

第4条 本クラブは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
- (2) ボーイスカウト八千代第2団の行う行事・事業に対する支援と協力
- (3) その他本クラブの目的を達成するための事業

### <会員>

第5条 本クラブの会員は次の通りとする。

- (1) ボーイスカウト八千代第2団に関わった者で、本クラブの会則に賛同する20歳以上の成人とし、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟への登録の有無は問わない。
- (2) 会員は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の加盟員となる手続きを行うことにより、ユニフォームを着用することができる。

### <特別会員>

第6条 本クラブに役員会の議を経て、特別会員をおくことが出来る。特別会員は入会金、及び会費を徴収されないものとする。

### <入会>

第7条 本クラブに入会しようとする者は、所定の入会金と会費を添えて申し込むものとする。

### <入会金及び会費>

第8条 前条の入会金及び会費は次の通りとする。

- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 入会金 | 金 1, 0 0 0 円      |
| 会 費 | 金 2, 0 0 0 円 (年額) |

### <賛助金>

第9条 本クラブを支援するために、賛助金を徴収することが出来る。

<役員>

第10条 本クラブに次の役員をおく。

|     |     |
|-----|-----|
| 会長  | 1名  |
| 副会長 | 若干名 |
| 幹事  | 若干名 |
| 会計  | 1名  |
| 監事  | 1名  |

<役員任期>

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

<会議>

第12条 本クラブにおいて、会議は総会及び役員会とし、いずれも会長が招集する。

<総会>

第13条 総会は、次の事項を発議し決定する。

- (1) 年間行事計画及び会計予算書
- (2) 年間行事報告及び会計決算
- (3) 役員選出
- (4) 会則変更の承認
- (5) その他重要事項

<役員会>

第14条 役員会は役員をもって構成し、本クラブの会務を処理する。

<事業及び会計年度>

第15条 本クラブの事業及び会計年度は、毎年4月1日より開始、翌年3月31日をもって終了する。

<経費>

第16条 本クラブの経費は、入会金及び会費、その他をもって支弁する。

<登録>

第17条 本クラブは、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟に所定の手続きをもって加盟登録する。

<解散>

第18条 本クラブの解散には、総会の議を経た後、設立の承認を受けた組織に対し、解散の届け出を行うものとする。

<付則>

第19条 本クラブの会則に疑義が生じたときは、総会がこれを決する。  
本クラブの会則は2018年4月1日より発効する。

以上